

意見書案第5号

国会における憲法論議の推進と国民的議論の喚起を求める意見書の提出について

上記の議案を宗像市議会会議規則第14条第1項の規定により、次のとおり提出する。

平成30年9月26日

宗像市議会議長 花田 鷹人 様

提出者 宗像市議会議員 伊達 正信  
賛成者 宗像市議会議員 石松 和敏  
賛成者 宗像市議会議員 福田 昭彦

提案理由

憲法改正を行うに当たっては、まず国会で十分に憲法論議が行われ、改正点と判断基準が国民に示されたのちに、賛否を問う国民投票が行われるべきであると考えます。

しかしながら、国会での論議はいまだに活性化されておらず、また国民的議論も進んでいるとは言い難い状況である。

こうした事情を踏まえて、国会における憲法論議の推進と、主権者である国民としての議論の喚起を求めるもの。

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、内閣官房長官

## 国会における憲法論議の推進と国民的議論の喚起を求める意見書（案）

日本国憲法は、昭和22年5月3日の施行以来、国民主権、平和主義、基本的人権の尊重の三原則の下、わが国の発展に重要な役割を果たしてきた。このことは、われわれ国民の誇りとするところでもあり、この三原則こそ、現憲法の根幹をなすものであり、今後とも堅持されなければならない。

一方、現憲法は、今日に至るまでの70年余一度の改正も行われておらず、この間、わが国をめぐる内外の諸情勢に大きな変化が生じている。こうしたことに鑑みれば、憲法についても直面する諸課題から国家と国民の安全・安心を確保し、環境、福祉の向上を図る内容であることが強く求められる。

このような状況の中、国会でも平成19年の国民投票法の成立に伴い、憲法審査会が設置され、憲法議論が始められている。憲法は国家の基本規定であり、その内容については国会ではもちろんのこと、主権者である国民が幅広く議論し、その結果が反映されるべきである。

よって、国におかれては、日本国憲法について国会において活発かつ広範な議論を推進するとともに、国民的議論を喚起することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成 年 月 日

福岡県宗像市議会議長 花田 鷹人